

2023(令和5)年8月吉日

# 三光鳥

カンコウチョウ

静岡法律事務所グループニュースNO.6

発行

静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所  
静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所  
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所  
〒420-0867

静岡市葵区馬場町43-1

電話 054-254-3205

FAX 054-253-5009

http://shizu-law.jp



## 暑中お見舞い申し上げます

静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。

### 日本弁護士連合会副会長就任から4か月！

猛暑のみぎりではございますが、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、本年4月1日付で、2023年度日本弁護士連合会副会長に就任いたしました。現在は、平日は主として東京霞が関の弁護士会館で執務しており、時々静岡に居るとい生活を送っています。来年3月まで、依頼者・顧問先の皆様方には何かとご不便をお掛けいたしますが、何卒広い心でご容赦いただきますようお願い申し上げます。幸い、現在、会議や裁判のIT化が進みつつありますので、web会議、web弁論準備、web調停などを活用して、何とか対応させていただいています。

日弁連では、副会長として、主として①災害復興支援、②憲法、③民事介入暴力対策、④弁護士業務妨害対策、⑤人権擁護大会、⑥綱紀・懲戒・弁護士倫理などの分野を担当させていただき、早4か月が経ちました。度重なる水害、憲法を巡る厳しい緊張関係など、責任の重さを痛感する毎日です。

8月末はオウム真理教と対峙して亡くなられた坂本弁護士一家の慰霊の旅（新潟県・富山県・長野県のメモリアル）に会長とともに参加する予定で、10月は長野市における日弁連人権擁護大会、11月は甲府市における民暴山梨大会と続きます。そして、12月は懲戒請求に関する重要な制度改正問題が山場を迎える可能性があります。

日弁連副会長としては甚だ力不足ではありますが、これからも基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の本旨に立ち返り（弁護士法第1条）、与えられた職務に真摯に向き合っていく所存です。今後とも、皆様方のご指導ご鞭撻を何卒宜しくお願い申し上げます。



弁護士法人静岡法律事務所 代表社員  
静岡法律事務所 所長  
弁護士 大多和 暁



### ご挨拶

当事務所グループ内静岡法律事務所の山形祐生弁護士が、本年6月末をもって独立し、静岡市駿河区稲川一丁目に静岡城南法律事務所を開業いたしました。同弁護士は、2011年12月に静岡法律事務所に入所し、以来11年以上にわたって事務所の中心弁護士の1人として活躍してきた弁護士です。同弁護士の退所は大変残念ではありますが、同弁護士の今後益々のご活躍を祈念しています。皆様方には、当事務所グループ同様山形祐生弁護士を今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

静岡法律事務所グループ弁護士・事務局一同

### 独立のご挨拶

2023年6月末をもちまして、11年7か月所属しました静岡法律事務所を退所し、静岡市駿河区稲川一丁目にて「静岡城南法律事務所」を開業いたしました。新事務所は、静岡駅南口から徒歩4分、司法書士会館の隣にある稲川ビルの2階です。これまで静岡法律事務所学んだことを活かし、これからも多くの人々の力になれるよう、努力して参ります。皆様には今後とも一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願いたします。

弁護士 山形 祐生



# 無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご利用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約下さい。



## 特集 2023年4月施行の改正民法について 弁護士 窪田幹洋

今回は、2023年4月1日に施行されたいわゆる所有者不明土地問題の解決のための改正を中心とした改正民法の中から、相隣関係に関するルール改正のポイントについて説明します。

### 1 隣地使用権のルールの見直し(民法209条)

土地の所有者は、障壁や建物等の築造、境界調査、越境してきている竹木の枝の切り取り等のために隣地を一時的に使用することができるようになりました。そして、隣地使用に際して、隣地所有者に対する通知に関するルールが整備されました。土地の所有者は、原則として、隣地使用に際しては、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地所有者等に通知することが必要になります。隣地の所有者名やその所在等が調査しても分からない場合には、隣地の使用を開始したあと、隣地所有者等にその所在が判明した後に遅滞なく通知すればよいことになり、所在不明の隣地を利用しやすくなったと言えます。

### 2 ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備(民法213条の2)

ライフライン(電気、ガス、水道など)を自己の土地に引き込むために、導管等の設備を他人の土地に設置する権利や他人の所有する設備を使用する権利があることとなりました。そして、ライフラインの設置・使用のためのルールが整備されました。土地の所有者が、他の土地に設備を設置したり、他人の設備を使用したりする場合は、あらかじめ、その目的、場所、方法を他の土地・設備の所有者等に通知しなければなりません。通知の相手方が不特定又は所在不明である場合にも、簡易裁判所の公示によって通知することで足りることになりました(民法213条の2第4項、209条第3項、98条)。なお、土地の所有者は、他の土地に設備を設置する際に一定の損害が生じた場合には、他の土地の所有者等に償金を支払う必要があります。

### 3 越境した竹木の枝の切り取りのルールの見直し(民法233条)

催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者名やその所在が調査しても分からない場合等には、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組みが整備されました。改正前民法では、越境してきている竹木の所有者が枝を切らない場合には、訴えを提起する必要があるのですが、竹木の枝が越境する度に訴えを提起しなければならないとすると、救済を受けるための手続が大変すぎるということから改正に至りました。

## ひとこと

痛ましいウィシュマさん死亡事件、明らかになった入管における難民審査の実態、入管法上の身体拘束に上限も司法審査もない現状、ノン・ルフールマン原則に反するおそれのある入管法改正の強行、技能実習制度の見直しの動き等々。今、まさに、外国の人との共生のあり方が問われている!

## 静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、3つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

### 【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 暁	弁護士 望月 正人	弁護士 池田 剛志	弁護士 植松 真樹
弁護士 古澤 一樹	弁護士 菅野 雄児	弁護士 伊東 達也	弁護士 桐山 圭悟
弁護士 上野 哲郎	弁護士 小川 寛大	弁護士 窪田 幹洋	弁護士 金光 誉樹

### 【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

弁護士 伊藤 博史 弁護士 吉川 友朗

### 【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

弁護士 井上 将宏



## 【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額(主として月額3万円~)の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになり、また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

## 三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。



鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホシ(星)、ホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。